

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 日高市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	12	1,200	23	1,200	0	0
1	4	アクリル酸及びその水溶性塩	1	12	1,600	20	1,600	0	0
1	7	アクリル酸ノルマルブチル	1	12	10,000	9	10,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	3	5	9,500	10	1,700	0	7,800
1	71	塩化第二鉄	1	12	3,300	18	3,300	0	0
1	80	キシレン	4	3	293,200	3	3,200	0	290,000
1	134	酢酸ビニル	1	12	6,800	13	6,800	0	0
1	240	スチレン	1	12	250,000	4	250,000	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメ チレンテトラミン)	1	12	1,500	21	1,500	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3	5	216,500	5	1,500	0	215,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	7	9,400	11	0	0	9,400
1	300	トルエン	7	1	988,250	1	228,250	0	760,000
1	349	フェノール	1	12	3,700	17	3,700	0	0
1	384	1-プロモプロパン	2	7	4,200	16	4,200	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	3	592,000	2	342,000	0	250,000
1	400	ベンゼン	2	7	47,000	6	0	0	47,000
1	405	ほう素化合物	1	12	7,500	12	7,500	0	0
1	416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	1	12	3,000	19	3,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	12	17,000	8	17,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	7	4,530	15	4,530	0	0
3	35	メタノール	2	7	1,330	22	1,330	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	12	5,600	14	5,600	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	5	2	33,800	7	33,800	0	0
		合計	—	—	2,510,910	—	931,710	0	1,579,200

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量 : 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。